

非常災害時（風水害）における保育所等の対応について

横浜市では、台風等の風水害が発生した際、鉄道の計画運休や施設の被害などにより、安全に保育ができない場合を想定し、非常災害時（風水害）における保育所等の対応について、下記のとおり定められておりますので、ご連絡いたします。

なお、大規模な災害が発生した際、園への送迎が困難になることが想定されます。下記の対応によらず、可能な限り、登園を控える・お迎えを早めに行う等のご協力をお願いいたします。

1 気象警報等が発令されている時の対応



	特別警報 (大雨・大雪・暴風・暴風雪・波浪・高潮)	公共交通機関の計画運休（完全運休）の予定が発表され、送迎が困難になる恐れがある場合
施設所在地に避難情報（※）あり ○警戒レベル5（緊急安全確保） ○警戒レベル4（避難指示） ○警戒レベル3（高齢者等避難）	休園 在園児がいる場合は 避難行動をとります	休園
避難情報 なし	休園 在園児がいる場合は 避難行動をとります	登園自粛やお迎えのお願いをすることがあります。対応が可能であればご協力をお願いいたします。

【警報・注意報以下の場合】

- 警報、注意報の場合でも、「**施設所在地に避難情報が出た場合（※）**」は休園、もしくは在園児がいる場合は避難行動をとります。

【※注意事項】

- 避難情報は、「即時避難指示対象区域（土砂災害計画区域の一部）」や洪水等による浸水想定区域等ごとに区長（又は市長）が発令します。
- 「即時避難指示対象区域」は、あらかじめ指定されており、「土砂災害警戒情報」の発表とともに一斉に発令され、発令時には、「〇〇町の一部」と表記されます。なお、現時点で当園は対象区域ではありません。
- 横浜市の警報等の発令状況や、即時避難指示対象区域については、次のホームページを参照してください。

横浜市防災情報ポータル		即時避難指示対象区域一覧	
-----------------------------	---	------------------------------	---

2 交通機関の計画運休等に伴い、保育士の配置が困難な場合の対応

気象警報等が発令されていない場合であっても、公共交通機関の計画運休が想定される場合や交通状況により、保育従事者を複数配置できない場合は休園になります。

また、複数配置ができる場合であっても通常の保育士配置が困難である場合は、保護者の皆様へ、登園自粛やお迎えのお願いを行います。対応が可能であればご協力をお願いします。

3 保育所等において、停電による断水等が発生している場合の対応

気象警報等の解除後の保育の再開にあたっては、職員の安全、施設の被害状況や周辺状況を確認し、安全に保育ができる環境を確認したうえで、保育を再開します。しかし、停電による断水や床上浸水、施設の損壊等により、園児を安全に保育することが困難な場合は休園します。休園とする場合は、保護者の皆様へご連絡を行います。